平成２３年（フ）第４４２号
兵庫県相生市川原町３番20号
債務者　岡本恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０９号
兵庫県相生市若狭野町八洞374番地の１
債務者　杉山眞智子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１１号
兵庫県姫路市砥堀991番地１　サニーパレス砥堀208、従前の住所兵庫県美方郡新温泉町湯1023番地　202
債務者　二本松みどり
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１０号
奈良県生駒市俵口町424番地
債務者　櫻井由美子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４２７号
奈良県大和郡山市柳町63番地１　イングス郡山グラシア208号
債務者　松本　由香（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４７号
奈良市大安寺５丁目４番15―２号
債務者　阿賀利比都美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１５０号
鳥取県鳥取市雲山55番地　ソレアードコヤマ202号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生2133番地４
債務者　髙藤　光夫
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
鳥取県米子市西福原５丁目２番24号　206号
債務者　宮嵜　政宣
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９４号
鳥取県米子市旗ヶ崎６丁目４番13号　106号
債務者　高橋まゆみ
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１５３号
鳥取県米子市上後藤２丁目１番８―201号
債務者　清山　高之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１９３６号
熊本県上益城郡益城町大字安永695番地１、申立時の住所広島市南区東雲１丁目22番５―202号
債務者　白井　祐太
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０５号
広島県廿日市市永原100番地51
債務者　絹川電機サービスこと　絹川　治幸
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３４号
広島市安佐南区祇園５丁目３番26―201号
債務者　上戸　蔦子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３１号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘１番40―106号
債務者　石川　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５４号
広島市東区牛田新町３丁目２番33―401号
債務者　尾崎　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８８号
広島市西区中広町１丁目９番17―401号
債務者　見藤　龍彦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１００２号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目９番16―101号
債務者　村上　　誠
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部